

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和5年12月27日	京都市児童館、学童保育所等35施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に関する契約	38,097,348		38,097,348	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室	アイリス・ECOLUS共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002 令和5年04月01日	令和5年度放課後ほっと広場事業の委託	75,544,981	96,057,345	107,639,739	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和5年04月01日	令和5年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託	893,948,086	1,003,458,729	1,055,132,550	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 他35件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004 令和5年04月01日	令和5年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託	40,432,594	49,925,198	55,326,598	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人信愛保育園他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和5年08月31日	令和6年度京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託	21,200,000		21,681,950	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
006 令和5年09月11日	市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者に関する新計画策定に係る市民ニーズ調査等の業務委託	12,298,000	16,500,000	13,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	株式会社サーベイリサーチセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
007 令和5年11月27日	児童手当及び児童扶養手当における自治体システム標準化対応支援業務委託（令和5年度）	14,850,000		14,850,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	有限責任監査法人トーマツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008 令和5年12月12日	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（要件定義（令和5年度実施））	12,100,000		12,100,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009 令和5年11月30日	「京都市児童家庭相談システム」関係機器の移設・設置等に係る業務委託	8,348,428		8,348,428	子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所企画調整課	アライドテレンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和6年02月16日	令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システム移行検証（設計フェーズ以降）委託業務について	9,288,400		9,288,400	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市児童館、学童保育所等35施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に関する契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年12月27日
(変更後) 令和6年3月15日
- 4 履行期間
令和5年12月27日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
アイリス・ECOLUS共同事業体
〈共同事業体の代表企業住所〉
宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番1号
〈共同事業体の代表企業名〉
アイリスオーヤマ株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
38,097,348円
- 7 契約内容
市営施設の照明設備LED化に係り、現地調査及び詳細設計のうえ照明器具の取替工事を実施し、これに伴うエネルギー削減量の算出を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(随意契約の理由)
事業の効果的かつ効率的な実施に当たっては、価格競争性だけでなく、施工品質や安全管理、電気使用量の削減量等を考慮すべきであり、委託先の選定方法が競争入札に適しない契約であったため。
(変更契約の理由)
契約期間中に施工を進める中で、照明器具の変更や増設等の必要が発生したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定した結果、最も優れた提案内容であったため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度放課後ほっと広場事業の委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更①) 令和5年10月1日

(変更後) 令和6年3月31日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
京都市学童保育所管理委員会

6 契約金額 (税込み)

(当初) 75,544,981円

(変更①) 96,057,345円

(変更後) 107,639,739円

7 契約内容

放課後ほっと広場事業の委託

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(変更①の変更理由)

令和5年4月1日付で締結した委託契約について、以下の項目に変更が生じたため変更契約を行った。

- ・ 学校閉鎖日開所に伴う指導員の基本給相当額の引き上げ及び超過勤務手当相当額の加算
- ・ 最低賃金引き上げに伴う人件費相当額及び事業費相当額の変更
- ・ 統合育成に係る加算 (上半期実績)
- ・ 利用料金の実績報告に基づく変更 (上半期は実績、下半期は上半期実績に基づく推定額)

(変更後の変更理由)

令和5年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、以下の項目に変更が生じたため変更契約を行った。

- ・ 統合育成加算 (下半期分) の計上
- ・ 実績に基づく利用料金の変更

- ・ 放課後児童支援員認定研修代替バイト経費相当の計上
- ・ その他軽微な変更（超勤単価の修正）

9 根拠法令

■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月1日
（変更①）令和5年10月1日
（変更後）令和6年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 893,948,086円
（変更①） 1,003,458,729円
（変更後） 1,055,132,550円
- 7 契約内容
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更①の変更理由）
令和5年4月1日付で締結した委託契約について、以下の項目に変更が生じたため変更契約を行った。
 - ・ 最低賃金引上げに伴う人件費相当額及び事業費相当額の変更
 - ・ 統合育成に係る加算（上半期）
 - ・ 利用料金の実績報告に基づく変更（上半期は実績額、下半期は上半期実績に基づく推定額）
 - ・ コロナ利用料金減免（変更後の変更理由）
令和5年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、以下の項目に変更が生じたため変更契約を行った。
 - ・ 新規資格取得及び休退職等による経手当額の変更
 - ・ 利用実績に基づく児童館等保険料の変更
 - ・ 統合育成加算（下半期分）の計上
 - ・ 事業費加算（ポイント制、中高生と赤ちゃん等）の計上

- ・ 放課後児童支援員資格認定研修の代替バイト経費の計上
- ・ 実績に基づく利用料金の変更

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。

11 その他

委託先一覧(民設)2

①法人名	②代表者	③法人住所	④施設名	⑤施設住所
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	会長 小石 玖三主	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館	京都市南区八条寺内町5番地
社会福祉法人 京都社会福祉協会	理事長 今井 豊嗣	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会員設児童館一覧	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会員設児童館一覧
社会福祉法人 柗野保育園	理事長 大野 勘一郎	京都市北区上賀茂東上/段町36番地の2	柗野児童館	京都市北区上賀茂中/坂町14番地の1
社会福祉法人 京都保育センター	理事長 藤井 修	京都市北区大将軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大将軍坂田町8番地1
社会福祉法人 西陣会	理事長 南大路 文子	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目432
宗教法人 日本基督教団京都教会	代表役員 入 治彦	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地
社会福祉法人 平松の会	理事長 金田 光雄	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3
社会福祉法人 六満学園	理事長 内海 日出子	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	洛中児童館	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地
社会福祉法人 大宅福祉会	理事長 山手 重信	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13
社会福祉法人 常盤福祉会	理事長 野崎 栄美子	京都市山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	理事長 新喜 富雄	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	理事長 井上 新二	京都市中京区河原町通り三条上ル下丸屋町423番地	希望の家児童館	京都市南区東九条東岩本町31番地
社会福祉法人 清和園	理事長 吉瀬 純一	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館	京都市南区久世川原町79番地
社会福祉法人 向上社	理事長 兪 正根	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館	京都市右京区西院北矢掛町22番地
社会福祉法人 上総福祉会	理事長 渡辺 秀明	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館	京都市西京区大原野上里北/町1328番地の20
社会福祉法人 つみき福祉会	理事長 笹川 郁子	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館	京都市西京区松室荒堀町127番地
社会福祉法人 桂朝日福祉会	理事長 中路 達雄	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館	京都市西京区桂浅原町129番地の1
社会福祉法人 桂・川島児童センター	理事長 塩見 波津恵	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館	京都市西京区川島栗田町40番地の4
池田児童館運営委員会	委員長 奈良 磐雄	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館	京都市伏見区醍醐池田町4番地
社会福祉法人 白菊福祉会	理事長 川手 直子	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59
うずらの里児童館運営委員会	委員長 辻 啓三	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地
社会福祉法人 美樹和会	理事長 関谷 奈月	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みぎわ児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の110
社会福祉法人 志心福祉会	理事長 谷口 久仁子	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7
桃の里児童館運営委員会	委員長 大西 豊子	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555番地
一般社団法人京都市ひとり親家庭福祉連合会	会長 横内 美佐子	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	下鳥羽児童館	京都市伏見区下鳥羽東柳長町33番地
社会福祉法人 健光園	理事長 古石 隆光	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番の6
社会福祉法人 醍醐福祉会	理事長 小川 猛	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館	京都市伏見区醍醐中山町46番地
社会福祉法人 大五京	理事長 杉本 五十洋	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館	京都市北区衣笠衣笠山町10番地
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	理事長 宮路 博	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5	塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2
社会福祉法人 京都社会事業財団	会長 野口 雅滋	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館	京都市西京区山田平尾町51番地の28
社会福祉法人 妙秀福祉会	理事長 森口 源造	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館	京都市北区鷹峯黒門町15番地2
社会福祉法人 深草福祉会	理事長 藪 資之	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝つず児童館	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	理事長 井上 公子	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館	京都市右京区宇多野福王子町45番地2
社会福祉法人 鏡陵福祉会	理事長 中村 かよ	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地1
日本リコメンド株式会社	代表取締役 大竹 弘和	東京都港区芝二丁目8番18号202	新道児童館	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町572番地
一元化民設計 35団体			38児童館	

委託先一覧(民設)2

(別紙1)

①法人名	②代表者	③法人住所	④施設名	⑤施設住所
宗教法人 だん王法林寺	代表役員 信ヶ原 雅文	京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町36番地	だん王児童館	京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地
単独民設計 1団体			1児童館	

社会福祉法人 京都社会福祉協会 民設児童館一覧

名 称	所 在 地
新林児童館	京都市西京区大枝西新林町四丁目 3 番地
福西児童館	京都市西京区大枝南福西町一丁目 2 番地
桂坂児童館	京都市西京区御陵大枝山町四丁目 3 0 番地
城南児童館	京都市伏見区向島藤ノ木町 8 5 番地 7

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月1日
（変更①）令和5年10月1日
（変更後）令和6年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号
①京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20
社会福祉法人信愛保育園
②京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5
社会福祉法人小松谷福祉会
③京都市伏見区桃山町大島38-110
社会福祉法人美樹和会
- 6 契約金額（税込み）
（当初）40,432,594円
（変更①）49,925,198円
（変更後）55,326,598円
①社会福祉法人信愛保育園 : 23,153,869円
②社会福祉法人小松谷福祉会 : 13,885,018円
③社会福祉法人美樹和会 : 18,287,711円
- 7 契約内容
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更①の変更理由）
令和5年4月1日付で締結した委託契約について、以下の項目に変更が生じたため変更契約を行った。
 - ・ 最低賃金引き上げに伴う人件費相当額及び事業費相当額の変更
 - ・ 統合育成に係る加算（上半期実績）
 - ・ 利用料金の実績報告に基づく変更（上半期は実績、下半期は上半期実績に基づく推定額）

(変更後の変更理由)

令和5年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、以下の項目に変更が生じたため変更契約を行った。

- ・ 実績に基づく児童館等保険料の変更
- ・ 統合育成加算（下半期分）の計上
- ・ 事業費加算の計上（ポイント制）
- ・ 実績に基づく利用料金額の変更

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年8月31日
(変更後) 令和6年3月26日
- 4 履行期間
令和5年8月31日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 21,200,000円
(変更後) 21,681,950円
- 7 契約内容
「令和6年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
 - ・警察指示による雑踏対策強化のための物品 (看板等) 手配費用の増額。
 - ・4年ぶりのイベント実施に伴うイベント看板等の関係物品手配費用の増額。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、プロポーザルによる提出書類に基づき、選定会議において審査した結果、業務実施能力が十分と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者に関する新計画策定に係る市民ニーズ調査等の業務委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日

(当初) 令和5年 9月 11日

(変更①) 令和5年 11月 1日

(変更後) 令和6年 2月 1日

4 履行期間

令和5年9月11日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号

株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所

6 契約金額(税込み)

(当初) 12,298,000円

(変更①) 16,500,000円

(変更後) 13,000,000円

7 契約内容

令和7年度を始期とする子ども・若者に関する次期計画策定に当たり、本市における子ども・若者支援施策等の方向性を検討する基礎資料とすることを目的に、今年度秋頃に「アンケート調査(市民ニーズ調査)」を実施する予定であり、当該調査及びそれに付随する事務の業務委託。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

(変更①の変更理由)

令和5年4月1日付で締結した委託契約について、令和5年11月1日、当該委託業務を進める中で、本業務について審議する附属機関における外部有識者意見を踏まえ、設問数の増加及びオンラインフォーム作成追加に伴う委託業務仕様の変更契約を締結した。

(変更後の変更理由)

令和5年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、調査の一部で統計調査上必要とされる回答数を満たさなかったため、再調査を実施した結果、調査結果に係る詳細分析などの業務工程が後ろ倒しとなり、履行期間内での履行が難しいことが判明したため、令和6年

2月1日に再度変更契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

提出書類及びプレゼンテーションを評価基準に基づき審査した結果、総得点が6割以上かつ1位であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童手当及び児童扶養手当における自治体システム標準化対応支援業務（令和5年度）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和5年11月27日
- 4 履行期間
令和5年11月28日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 四条烏丸FTスクエア
有限責任監査法人トーマツ 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
14,850,000円
- 7 契約内容
本市では、児童手当を大型汎用コンピュータで、児童扶養手当を大型汎用コンピュータ及びオープン系システムで運用しており、児童手当は事務処理を本庁集約し、児童扶養手当は受付入力を区役所で、審査・決定事務を本庁で実施している。
本業務は、児童手当及び児童扶養手当について、国の作成した標準仕様書に準拠し開発されたパッケージシステム（以下、「標準準拠システム」という。）への移行作業を支援することを目的とする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の能力、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れるため、また、契約の相手方によって履行内容又は履行方法が異なり仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、2事業者から

提案があり、受託候補者選定委員会による審査の結果、より高い評価を得た「有限責任監査法人トーマツ京都事務所」を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（要件定義（令和5年度実施））
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和5年12月12日
- 4 履行期間
令和5年12月12日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム
〈コンソーシアムの代表企業住所〉
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
〈コンソーシアムの代表企業名〉
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
令和6年度からの制度改正に伴い、事務が適切に行われるよう、ACOS児童手当システムの改修（要件定義）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既存の児童手当システムは、日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。
また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システム改修に関連する作業については、NECのグループ会社である、NECソリューションイノベータ株式会社が請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員であるNECソリューションイノベータ株式会社は、NECが著作権を有するソフトウェアの使用許諾を得ており、システム改修作業を行うことができるSEが所属している会社である。
そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委託する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市児童家庭相談システム」関係機器の移設・設置等に係る業務委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所企画調整課

3 契約締結日

令和5年11月30日

4 履行期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区本町2-5-7

アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社

6 契約金額（税込み）

8,348,428円

7 契約内容

京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センターの3施設を一体化する施設（COCO・てらす）への移転に際し、「京都市児童家庭相談システム」に係るシステム機器等について、児童福祉センター旧施設からCOCO・てらすへの機器移設、一体化施設内のネットワーク整備を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は本市の基幹系システムである「京都市児童家庭相談システム」ネットワーク一式の移設及びCOCO・テラスでのネットワーク構築並びに各種接続・配線作業等を委託するものである。

旧施設とCOCO・テラスにおいて、同じネットワークの構築・整備を行う必要があることから、本市ネットワーク運用管理者であり、現施設における同システムの運用管理を担っているアライドテレシス株式会社のみ履行が可能であるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度 京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システム移行検証（設計フェーズ以降） 委託業務について

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

3 契約締結日

令和6年2月16日

4 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム

〈コンソーシアムの代表企業住所〉

京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1

〈コンソーシアムの代表企業名〉

富士通 J a p a n 株式会社 京都公共事業ビジネス部

6 契約金額（税込み）

9, 288, 400円

7 契約内容

標準仕様準拠システムへの移行を見据えた準備作業として構築した、無償化システム移行環境（以下、移行環境）にデータ移行するためのデータ移行ツールを構築し、移行環境への無償化システムデータ移行および検証する作業を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

子ども・子育て支援制度システムは富士通 J a p p a n 株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えたうえで運用しているが、本委託は、子ども子育て支援制度システムへの無償化システムからのデータ移行検証の業務を行うものであり、これらの業務には子ども子育て支援制度システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。

また、子ども・子育て支援制度システムの運用は、富士通Japan株式会社、株式会社富士通四国インフォテック、株式会社イメージの3社で分担して業務を行っており、本契約についても同様にコンソーシアムでないと履行ができない。

従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通 J a p a n 株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他